

戦没者等のご遺族の皆さんへ

第10回特別弔慰金の申請を受付中

戦後70周年に当たり、今日のわが国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給します。

支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

- 1 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
 - 2 戦没者等の子
 - 3 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
 - ※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかによって、順番が入れ替わります。
 - 4 前記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
- ※戦没者等の死亡時まで、引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

請求期間

本年4月1日～平成30年4月2日
窓口混雑を防ぐため地区単位の申請受付期間を設けます

左表の日程で地区単位での申請受付期間を設けます。該当地区以外の受付期間でも随時申請は受け付けていますが、窓口の混雑緩和のため、ご協力をお願いします。

▼地区別の受付期間 ※土・日曜日、祝日を除く

地区	受付期間
西条	大町 7月6日(月)～10日(金)
	玉津 7月13日(月)～17日(金)
	飯岡 7月21日(火)～24日(金)
	神戸 7月27日(月)～31日(金)
	加茂、大保木 8月3日(月)～7日(金)
	神拝 8月10日(月)～14日(金)
	西条 8月17日(月)～21日(金)
	氷見 8月24日(月)～28日(金)
	橘 8月31日(月)～9月4日(金)
	禎瑞 9月7日(月)～11日(金)
東予	周布 7月6日(月)～10日(金)
	吉井 7月13日(月)～17日(金)
	多賀 7月21日(火)～24日(金)
	壬生川 7月27日(月)～31日(金)
	国安 8月3日(月)～7日(金)
	吉岡 8月10日(月)～14日(金)
	三芳 8月17日(月)～21日(金)
	楠河 8月24日(月)～28日(金)
	庄内 8月31日(月)～9月4日(金)
	丹原
徳田 7月21日(火)～24日(金)	
田野 7月27日(月)～8月7日(金)	
中川、桜樹 8月10日(月)～21日(金)	
小松	石根 7月6日(月)～10日(金)
	小松 7月13日(月)～24日(金)

申請に必要な書類等

特別弔慰金請求書や印鑑等届出書などは申請先に備えています。

戸籍抄本など必要な書類は過去の請求状況で異なりますので、申請時にご確認ください。

特別弔慰金の申請先

○市庁舎新館2階

社会福祉課 総務福祉係

Tel 0897-52-1288

○東予総合支所

市民福祉課 福祉係

Tel 0898-64-2700

○丹原総合支所

市民福祉課 市民福祉係

Tel 0898-68-7300

○小松総合支所

市民福祉課 市民福祉係

Tel 0898-72-2111

愛媛県若い農業経営者大会

西条地区青年農業者連絡協議会が最優秀賞

4月30日と5月1日の2日間に行われ、第51回愛媛県若い農業経営者大会が松山市で開催されました。

県内11地区の代表による事例発表において、当地区の代表である西条地区青年農業者連絡協議会果樹実践班が「地元産フルーツを使ったスイーツの開発」と題した規格外品の商品化と経営発展をめざす取り組みを発表し、最優秀賞に選ばれました。

同協議会は県代表として、中国・四国ブロック若い農業者のついでに発表することになります。

問合せ 市庁舎本館 農業水産課

Tel 0897-52-1216



▲最優秀賞を受ける代表の佐伯忠彦さん（右）